

# 技能証明申請手続操作マニュアル

---

<技能証明申請編>

## 05.技能証明申請の返納申請 方法

---

# 目次

01.はじめに（技能証明申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-3
03.技能証明申請の返納申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-4
04.技能証明書の返納申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-5
05.返納申請～手続き完了までの流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-6
06.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-7
07.Step2：申請者情報入力画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-10
08.Step3：申請者情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-11
09.Step4：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-12
10.Step5：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-14

## 01.はじめに（技能証明申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、技能証明の各種申請、申請取下げ、再申請、申請状況確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.技能証明申請の返納申請に必要なもの

技能証明申請の返納申請においては、申請前に事前準備していただく情報等はありません。

## 04.技能証明書の返納申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施します。

### 技能証明書の返納申請を開始

#### Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2 : 申請者情報入力画面に進む

メインメニューで「技能証明書の返納」のボタンを選択します。

#### Step3 : 申請者情報を確認する

表示されている申請者に関する情報を確認します。

#### Step4 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

#### Step5 : 到達確認をする

技能証明書の返納申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

### 技能証明書の返納申請が完了

航空局にて申請内容の確認を行います。

### 技能証明書ステータス変更の通知

航空局での確認手続きが完了すると申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

## 05.返納申請～手続き完了までの流れ



本操作マニュアルでは、手順①返納申請の実施方法を示します。

## 06.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page. The title is 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section contains a red box around the 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password) input fields, and a 'ログイン' (Login) button. Below the input fields, there are links for 'ログインIDを忘れた方はこちら' and 'パスワードを忘れた方はこちら'. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section contains two buttons: '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account).

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

### 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 06.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

# 06.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。  
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

## 特定飛行を行う場合の手続

## 無人航空機の登録手続

## 無人航空機に関する事故発生時の手続

## 機体認証、技能証明の取得手続

### 特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

### 無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。  
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発着されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

### 無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

「事故」

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

「重大インシデント」

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

### 機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不備とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

# 07.Step2 : 申請者情報入力画面に進む

## 技能証明メニュー

### 技能証明書の交付に伴う受験や申請に必要な情報を準備する

#### 技能証明申請者番号の取得

技能証明の各種申請にて使用する技能証明申請者番号を取得することができます。技能証明申請者番号に登録された情報（本人の氏名、本人の住所、履歴写真等）を受験や各種申請にて使用します。番号の取得には本人確認書類が必要です。 ※16歳未満の方は申請できません。

#### 技能証明申請者番号の登録情報確認/変更

技能証明申請者番号に登録されている情報（本人の氏名、本人の住所、履歴写真等）を変更できます。一部の情報の変更には本人確認書類が必要です。

### 技能証明書の交付・変更・返納に伴う各種申請を行う

#### 技能証明書の新規交付

新たに一等無人航空機操縦士、および二等無人航空機操縦士の技能証明書の交付依頼ができます。初めて申請する場合は、事前に技能証明申請者番号の取得が必要です。また、申請時に技能証明合格証明書の交付が必要となります。

#### 技能証明書の限定変更

現在保有している技能証明書の限定項目を変更（限定解除）することができます。申請時に技能証明合格証明書の交付が必要となります。

#### 有効期間の更新

現在保有している技能証明書の有効期間を更新することができます。有効期間の更新には更新講習修了証明書が必要です。

#### 技能証明書の返納

現在保有している技能証明書を返納することができます。返納申請が行われた場合、手続き完了後から技能証明書が無効状態となります。

#### 技能証明書の再交付

技能証明書の紛失や、氏名・住所等の変更に伴い、再交付依頼をすることができます。氏名・住所を変更する場合には、事前に技能証明申請者番号の登録情報の変更が必要となります。

技能証明メニューのページで、「技能証明書の返納」ボタンを押します。

## 08.Step3 : 申請者情報を確認する

### 申請者情報入力

STEP 01 申請者情報    STEP 02 申請情報確認    STEP 03 申請完了

技能証明申請者番号に登録されている申請者情報を表示しています。内容を確認の上、「次へ」ボタンを押下してください。  
なお、当該画面から申請者情報を変更することはできません。  
申請者情報を変更したい場合は、メニュー「技能証明申請者番号の登録情報確認/変更」より変更を行ってください。

#### 申請者に関する情報

氏名

フリガナ

氏名(英字)

生年月日  年  月  日

電話番号 国/地域  +81

メールアドレス

自宅/本人の住所 国/地域  都道府県

書類発送先の住所 都道府県

市区町村・管地

申請者情報を確認します。

技能証明申請者番号に登録されている申請者情報が表示されます。

内容を確認し、「次へ」ボタンを押してください。

※申請者情報を変更したい場合は、一度返納申請を取下げのうえ、メニュー「技能証明申請者番号の登録情報確認/変更」より変更を行ってください。変更後、改めて返納申請を実施してください。



## 09.Step4 : 申請情報を確認する (2/2)



登録したメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 10.Step5 : 到達確認をする (1/2)

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

■■■■様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下の URL を押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>



認証完了  
Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。  
端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。

The e-mail address has been authenticated.

If you have performing the application operation on the terminal / screen, continue the operation.

Close the screen with the x button of the browser.

到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

## 10.Step5 : 到達確認をする (2/2)



申請完了

STEP 01 申請者情報    STEP 02 申請情報確認    **STEP 03 申請完了**

返納申請の手続きが完了しました。

申請状況の確認  
メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので必要に応じ、ご利用ください。

メインメニューに戻る

メールアドレス認証が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。